

住宅ローン控除制度の見直しについて

令和4年度の税制改正に伴い、次のとおり住宅ローン控除制度が見直されますのでご確認ください。

- 住宅ローン控除の適用期限が4年延長(令和7年12月31日までに入居した者が対象)となります。
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた措置
 - ・ 令和6年以降に建築確認を受けた新築住宅につき、省エネ基準への適合を要件化することとなります。
 - ・ 省エネ性能等の高い認定住宅等(※1)につき、新築住宅等・既存住宅ともに、借入限度額(上限5,000万円)が上乗せとなります。(※1)「認定住宅等」は、認定長期優良住宅・認定低炭素住宅・ZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅のことを指しています
- 会計検査院の指摘への対応と当面の経済状況を踏まえた措置等
 - ・ 住宅ローン控除の適用対象者の所得要件は合計所得金額2,000万円以下(改正前3,000万円以下)となります。
 - ・ 合計所得金額1,000万円以下の者につき、令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅の床面積要件を40㎡以上に緩和することとなります。
 - ・ 会計検査院の指摘への対応として控除率を0.7%(改正前1%)としつつ、新築住宅等につき控除期間が13年へと上乗せとなります。(※2) (※2) 控除期間につき、新築等の認定住宅等については令和4~7年入居につき13年とし、新築その他の住宅については令和4~5年入居は13年、令和6~7年入居は10年とし、既存住宅については令和4~7年入居につき10年とします

➡ お問い合わせ 財務課税務係 ☎ 68-7002 (係直通)

除排雪にご理解とご協力をお願いします

除排雪作業をスムーズに行うためには、町民みなさんのご理解とご協力が欠かせません。一人ひとりがルールとマナーを守り、冬期間を安全・快適に過ごしましょう。

■ 港に雪を捨てないでください

港に雪を捨てることにより海面が凍ってしまい、漁船や救急搬送船等が接岸できなくなるおそれがあります。

■ 川に雪を捨てないでください

河川への雪捨ては大変危険です。雪を捨てることで河川を塞ぎ、水が溢れるおそれがあります。

■ 路上駐車はやめましょう

路上に車両があると、除雪作業に支障をきたすばかりでなく、その箇所の除雪をすることができなくなり、近所の方にも迷惑がかかります。

■ 道路への雪出しはやめましょう

道路への雪出しは、交通事故等の原因となり大変危険です。道路に雪を堆積し、車両の通行ができなくなるような雪出しはやめましょう。

■ 歩道の除雪にご理解を

小型ロータリ除雪車が通れないような幅の狭い歩道については、除雪を行うことができません。沿線住民の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

■ 屋根からの落雪による事故を防止しましょう

屋根に積もった雪や氷が落ちて、下を歩いている人がケガをする等の事故が起こっており、建物の管理者が損害賠償の責任を問われる例もあります。冬の通行を安全にし、事故を防ぐため屋根からの落雪等への対策をお願いします。

■ 旧宮坂デパート沿いの歩道を通行規制しています

歩行者の安全を確保するため、町道側(南4条通)と道道側(上羽幌羽幌停車場線)の歩道の通行を引き続き規制しています。通行規制している区間の歩道の除雪も行っていないので、不便をおかけしますがご理解とご協力をお願いします。

➡ 除雪に関するお問合せ ● 町道等【市街・原野地区】羽幌町道路環境事業協同組合(建設課詰所 ☎ 62-1285)

羽幌町建設課 ☎ 68-7005(課直通)

【天売地区】天売小型運輸(有) ☎ 01648-3-5116

【焼尻地区】(株)焼尻小型 ☎ 01648-2-3560

● 国道や道道【国道(232号線)】北海道開発局留萌開発建設部羽幌道路事務所 ☎ 62-2492

【道道】留萌振興局留萌建設管理部羽幌出張所 ☎ 62-1256